

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定について（天王寺区・真田山公園会館・老人憩の家） ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る同経費の支出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）解体撤去分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る請書の提出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）解体撤去分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る工事着手届の提出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）解体分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付確定通知書の交付について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）解体撤去分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る同経費の支出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）解体撤去分				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年8 月5日	令和6年8 月19日	・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付に係る支払報告書について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）解体撤去分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定について（天王寺区・真田山公園会館・老人憩の家） ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る同経費の支出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）設置分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付に係る請書の提出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）設置分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る工事着手届の提出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）設置分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付確定通知書の交付について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）設置分 ・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付決定に係る同経費の支出について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）設置分・大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付に係る支払報告書について（天王寺区：真田山公園会館・老人憩の家）設置分	部分公開	1 2 号	市民局	地域力担当 （地域力創出グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年8 月5日	令和6年8 月19日	・「最初の数値を起点として、同じやり方をして、それを上げていこうと目標に」すれば施策、事業の効果が判断できるとする根拠が示された文書 ・区政に関する区民アンケートの結果が「経年比較」ができる(つまり比較することに意味がある)ものであるとする根拠が示された文書	不存在	号	市民局	区行政制度 担当
令和6年8 月6日	令和6年8 月20日	別紙以降戸籍不正閲覧を大阪市職員が行っているかどうか調査した 回数がわかる文書（市民局所管分）	不存在	号	市民局	住民情報担 当（住民情 報サービ ス）
令和6年8 月8日	令和6年8 月22日	①第258回 令和6年3月14日の区 長会議人事・財政部会 標題：「第258回 区長会議 人 事・財政部会」の開催について 文書コード：12381585 ②第21回 令和6年3月25日の区 長会議くらし・安全・防災部会 標題：「令和5年度 第21 回 区 長会議 くらし・安全・防災部 会」の開催について 文書コード：12447184	部分公開	1 2 4 5 号	市民局	区行政制度 担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		令和6年3月25日の区長会くらし・安全・防災部会の議事概要には次の記載があります。 (11) 地域活動協議会に関する令和5年度共通指標にかかる実績値について (西成区長、市民局地域連携G) 【要旨】 ・地域活動協議会に関する令和5年度共通指標にかかる実績値について報告を受けた。 (主な意見) ・地域活動協議会の認知度が大きく下がっている。町会の加入に関する広報へとシフトしたことにより、地域活動協議会に関する広報が以前より少なくなったことが理由かとも推測される。各区において気に留めていただき、昨年度の実績値についても確認したうえで、地域活動協議会の認知度が向上するように引き続き力を入れて取り組んでほしい。(浪速区長) ここでの「地域活動協議会の認知度が大きく下がっている」とは、区政に関する区民アンケートによる測定値が、全区平均で令和4年度の48.3%が令和5年度には42.7%に低下したことを受けてのことです。				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年8 月5日	令和5年8 月22日	そしてここでは「区政に関する区民アンケート」の結果を「地域活動協議会の認知度」としています。また、広報の内容の変化を理由として捉えていることから、「認知度」が区民全体の状況を表すものとして用いられていることも明らかです。 市民局は情報公開審査会に対してこの「区政に関する区民アンケート」に関して、「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず、『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成30 年8 月末時点）』に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」（令和3 年6 月15 日付情報公開審査会答申第492 号）との説明を行っています。 また、市民局の弁明書(令和6 年3 月28 日付大市民第1023 号)には次のとおり記載されています。 2(1)については、令和3 年6 月15 日付け大情審答申第492 号による答申書に託載されているとおり、「市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」、「あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」であり、区民全体の割合の把握のために調査が実施されているものではない。 これらの情報公開審査会に対する説明と区長会議の議事要旨の内容とは完全に矛盾していますが、これらがどのような整合性を持っているのかがわかる文書を公開してください。	不存在	号	市民局	区行政制度 担当 地域力担当 (地域連携 グループ)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年8 月18日	令和6年8 月30日	「有限責任事業組合大阪職業教育協働機構」の家賃支援給付金申請書添付書類への記名押印について	部分公開	1 2 号	市民局	雇用女性活躍推進課
令和6年8 月25日	令和6年9 月9日	令和6年度区民アンケート調査業務委託仕様書	公開	号	市民局	区行政制度担当